

令和 8 年第 1 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 8 年 1 月 2 9 日)

召集年月日 令和8年1月29日（木）

召集の場所 総合福祉市民センター 第2会議室

開会 令和8年1月29日 午後3時00分

閉会 令和8年1月29日 午後4時00分

出席委員（12名）

3番 早川直助	4番 吉田実	5番 古池洋子
6番 岩崎誠一	7番 國久博一	8番 山崎秀樹
9番 松井厚雄（会長）	10番 塩野鐘吉	11番 松宮俊幸
12番 吉村由美	13番 浦松勝己	14番 松尾豊

欠席委員（2名）

1番 谷口雅弘	2番 森和哉
---------	--------

出席事務局

局長 小西守	次長 門野幸文	書記 木村光宏
		宮本慶子

提出議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び
所有権移転許可申請審議について

議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計
画（案） について

議案第3号 令和8年農作業標準賃金及び標準料金の決定につ
いて

議案第4号 地域計画の変更について

局 長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和8年第1回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
1番 谷口委員、2番 森委員の2名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和8年第1回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは 14番 松尾委員と 13番 浦松委員 を指名いたします。

[日程 2]

議 長 日程 2 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び所有権移転 許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。
本件は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地を、〇〇の〇〇〇〇氏が宅地として使用するため転用する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長
(議案第 1 号資料説明)
〇〇〇〇氏の母親である〇〇〇〇氏が平成〇年頃に〇〇〇〇氏から当該農地を賃貸し、同時に建物を建築していたとのことで、申請書に始末書が添付されております。この申請地の農地区分につきましては、おおい町役場から 3 0 0 m 以内にあることから、第 3 種農地に該当します。よって転用可能な農地となっております。
なお、この農地につきましては、地域計画の対象農地となっていないため(目標地図：〇〇〇(3/3))、地域計画の変更の必要はありません。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

岩崎委員 はい、議長。
2 2 日は積雪の影響で、現地での確認ができなかったため、事前に事務局が撮影した写真により松宮委員と確認を行いました。事務局説明のとおり、申請地はおおい町役場から 3 0 0 m 以内にあり、第 3 種農地となるため、転用可能と判断いたします。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 賛成全員でございますので、日程2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転 許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものとしたします。

〔日程 3〕

議長 日程3 議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について を議題といたします。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求められているものであります。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。

議案第2号は農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農用地利用集積等促進計画について町から意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

木村書記 はい、議長。

（議案第2号資料説明）

5ページをご覧ください。今回の対象農地は〇〇〇〇区の農地となっており、位置図は7ページです。

今回の対象農地は、今後土地改良事業を行う予定ですが、土地改良事業を行うためには、福井県農地中間管理機構を通じての利用権設定が必要となります。そのため、町長より計画に対する意見が求められているものであります。対象農地50筆全て〇〇〇〇に貸し付けるものであり、設定の始期は、すべて令和8年3月31日となっており、工事期間等も含めて令和28年3月31日までの20年間の新規設定でございます。

なお、これらの農地は地域計画の対象農地となっており、地域計画の変更が必要ですが、中間管理機構等農地の賃貸借や3条申請等の農業用利用に関することについての変更は事後の変更でも可能となっていることから、1月から6月分の申請をまとめて、6月の農業委員会において、地域計画の変更を行う予定をしています。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

岩崎委員 はい、議長。
こちら22日に松宮委員と現地を確認いたしました。
いずれの農地も使用貸借権が設定されることに問題ない農地であることを確認いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

塩野委員 教えて欲しいんですが、空いてる数ヶ所ありますね。これは一緒にできなかったのか。

木村書記 今着色のない箇所につきましては、すでに利用権の設定がされてる農地となっております。従いまして、今着色されてる農地が今回新たに追加という形で、新規で利用権設定をさせていただいたということでございます。

塩野委員 今回着色している農地以外は、同じ20年間の期間になっているのか。

木村書記 今回の農地以外は、今回の設定よりも早く設定されているのですが、結果といたしましては、もし設定期間の延長が必要となるようでしたら、そのときには、再度延長する、設定をさせていただきたいというふうに考えております。

塩野委員 ということは、今回申請にあった農地と2つに分かれると

いうことか。

木村書記 そのようになります。もしその期間が延長等で長引くような形になりますと、再度、利用権の期間の延長をするような形で、利用権を設定させていただきたいと考えております。

塩野委員 平行に組み合わせることはできないのか。

木村書記 合わせて更新することも考えたんですが、すでに、先ほど申し上げたように、この抜けてる部分については、前回の申請で20年の設定をさせていただいてるものですから、そこはまだその延長が必要かどうかというところも、まだ未確定でございましたので、そこについては現状の利用権の設定を生かしていただきたいなというふうに考えております。

松尾委員 ここの地域は以前かなりもめてて、基盤整備がいろいろできにくいところでしてありますけれども、もうこれ了解済みできちっとできるようになったのか。

局 局長 基盤整備につきまして、ちょっと消極的なご意見をされる方もおられまして、過去に、〇〇から〇〇までの権利設定をしているのですが、そのタイミングでは、間に合わなかったということです。今、松尾委員おっしゃいましたように、去年の暮れからこの年明けにかけまして、地元の合意形成が図られたということで、今回権利設定をさせていただき、土地改良に取り組むという方向性となったということでございます。

塩野委員 1つの面積としてやるのか。区画はどうなるのか。

局 局長 横並びに5反程度一区画になると思います。歯抜けのところも色のついたところも関係なく、全て土地改良事業区域という区域になり、区画は全て一区画としてこしらえていくことになります。

松宮委員 〇〇〇はどうなるの。

局 長 ○○○はそのまま残しておいてもよいということをお伺いしていますが、今後事業の取り扱いについては、協議していく形になる。

議 長 区画整理した後の在所の番地は変更されるのか。

局 長 全然関係ない番地から始まるとのことです。
今の番地は閉鎖されて真っ白の土地がでてきます。その後新たな番地がふられるということになります。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、日程 3 議案第 2 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について、「特段の意見なし」として回答することといたします。

[日程 4]

議 長 日程 4 議案第 3 号 令和 8 年農作業標準賃金及び標準料金の決定について を議題といたします。

局 長 はい、議長
議案第 3 号は、毎年おおい町農業委員会が設定しております農作業標準料金の令和 8 年の目安として設定するものでございます。
詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長。
お手元の資料 8 ページをご覧ください。
(議案第 3 号説明)
議案第 3 号は、令和 8 年のおおい町内における農作業の標準料金を定めるもので、毎年、福井県農業会議の公表する指針と近隣の市町の動向を参考に定めております。
資料 10 ページには、近隣市町と福井県農業会議の定めている標準料金を参考資料として添付しております。
従来から、本町の耕作に係る標準料金は、福井県農業会

議の示す標準料金を上回る設定がされておりますが、これは、町内の圃場は、団地面積や傾斜度、区画形状等が嶺北に比べ条件が不利であることに起因しております。

次に資料9ページに戻っていただきまして、こちらが本町の令和8年農作業標準料金の案となっております。

本町を含め嶺南の各市町の農作業標準料金はほとんどが同程度で設定されていることなどを勘案いたしまして、本町における令和8年の農作業標準賃金及び標準料金については、前年と同額といたしました。

議 長 ただ今、事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問)

会 長 福井県の最低賃金はいくらなのか。

局 長 福井県の最低賃金は、昨年の10月8日から1053円となっております。

会 長 福井県農業会議の出している10ページの日当はどのように出しているのか。

宮本書記 前年度の採用価格が1367円でした。最低賃金の伸び率を、去年の採用価格に掛けてまして、1463円という形になってます。

古池委員 金額の意味がわからない。

局 長 代かきしました。おおい町だと1回1万9800円、農業会議だと8年度予定で1万5700円。この、今掲げております稲作等の項目でない場合の作業をお願いした場合、福井県の最低賃金が1053円ですので、そこを参考に、相対で受けていただければというようなものでございます。

古池委員 時給なのか。

局 長 日給です。大体8時間を目安としています。

古池委員 でも現実はどうでしょう。

局 長 現実には、労使関係の雇用の人に、最低賃金は適用されるんですけど、「頼むわ」ということで、雇用関係はないとするのですね、この最低賃金は1つの目安というふうな考え方になるかと思います。

会 長 これ確か、営農のしおりにありましたね。農作業賃金の欄は横線でなく、最低賃金以上と記載してはどうか。

古池委員 中の作業と外の作業では、労働内容が違うからあんまり最低賃金以上と書かない方がいいと思う。

会 長 これは一つの目安なので、この金額を越えなければいけないということではない。

古池委員 農業委員会が決めたと周りから言われる。公社の農作業料金はこの金額が適用されるから。

局 長 横線の横の備考欄に最低賃金以上と記載がある箇所に最低金額（1053円以上）と記載するのはいかがでしょうか。

古池委員 最低賃金はまたすぐ上がると思う。

会 長 それでしたら、このままにしておきましょう。

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

（意義なし）

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第3号 令和8年農作業標準賃金及び標準料金については、標準料金の案のとおり決定いたします。

〔日程 5〕

議 長 日程5 議案第4号 地域計画の変更について を議題といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします

します。

局 長

はい、議長。

議案第4号は、地域計画の変更について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、地域計画を変更するときは、あらかじめ、農業委員会等の意見を聴くこととなっておりますことから、提出するものでございます。詳細は書記に説明させます。

木村書記

はい、議長。

お手元の資料11ページをご覧ください。

(議案第4号説明)

地域計画の変更については、局長からの説明でもありましたが、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、転用前に、地域計画の変更を行う必要があります。ただし、令和7年3月に地域計画を策定した以降、地域計画の変更を行っていなかったため、事後となってしまいましたが、今回令和7年4月から12月分までの議案の中の、地域計画に該当する農地について、地域計画の変更を行うものでございます。

変更が必要な農地については、資料12ページの黄色着色箇所となります。

資料13ページをご覧ください。こちらは、農林水産省の地域計画変更マニュアルの一部を抜粋した資料です。

今回は、令和7年4月から12月分の地域計画変更の意見聴取をまとめて行いますが、今後の地域計画の変更について、3条の所有権移転や中間管理機構による利用権設定等農業上の利用に関する地域計画の変更については、事後の変更が可能となっておりますので、6月と12月の委員会において、半年毎にまとめて変更を行う予定です。農地法4条や5条の転用等農業外の利用につきましては、転用申請前に、変更に関する意見聴取を行います。なお、農地転用の申請は、意見聴取後でなければ、受けることができません。ただし、一時転用につきましては、地域計画の変更は不要となっております。

それでは、変更内容について説明させていただきます。資料は本日配布させていただきました資料をご覧ください。

②4月 議案第15号 ○○第○号○番地○及び○○第○号○番地○の住宅建築のための5条申請による転用

- ⑫ 7 月 議案第 2 5 号 ○○第○号○番地○の 3 条申請による所有権移転
- ⑬ 1 0 月 議案第 3 2 号 ○○第○号○番地○等全 1 3 1 筆の農用地利用集積等促進計画の再設定
- ⑭ 1 1 月 議案第 3 5 号 ○○第○号○番地等全 7 5 筆の農用地利用集積等促進計画の再設定
- ⑮ 1 2 月 議案第 3 6 号 ○○第○号○番地等全 3 3 筆の農用地利用集積等促進計画の再設定
(資料を元に変更箇所を説明)

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、地域計画の変更に
関する意見等については、特に意見なしとしておおい町
長に回答するものと決定いたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了
いたします。
その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

次 長 はい、議長。
次回の令和 8 年第 2 回おおい町農業委員会の開催日につ
きましては、日程は令和 8 年 2 月 2 7 日 金曜日、開催時
間につきましては、午後 3 時から、場所はおおい町役場
正庁とさせていただきます。
なお、次回の現地確認について、森委員、吉村委員にお
願いし、日程は 2 月 1 9 日木曜日を予定しておりますの
で、
よろしくお願いいたします。

議 長 それではこれで、令和 8 年第 1 回の委員会を終了いたし

ます。慎重審議ありがとうございました。